

改正案

（取引の対価の額につき租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例）

第七条 租税条約の我が国以外の締約国の法令に基づき、相手国の居住者と居住者（所得税法第一条第三号に規定する居住者をいう。以下この項において同じ。）、内国法人（同条第一項第六号に規定する内国法人（同項第八号に規定する人格のない社団等で同法の施行地に主たる事務所を有するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）又は特定信託（法人税法第二十九条の三に規定する特定信託をいう。以下この条において同じ。）の信託財産について当該特定信託の受託者である内国法人との間で行われた取引の対価の額と異なる金額を当該取引の対価の額として当該相手国の居住者に係る租税（当該租税条約の適用がある租税に限る。）の課税標準又は欠損金額が計算される場合において、当該課税標準又は欠損金額の計算の基礎となる当該取引の対価の額につき、大蔵大臣が当該我が国以外の締約国の権限ある当局との間で当該租税条約に基づく合意をしたときは、当該居住者、内国法人又は特定信託の受託者である内国法人の国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十三条第一項又は第二項の規定による更正の請求に基づき、 税務署長は、当該取引がその合意した金額で行われたとした場合

現行

（取引の対価の額につき租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例）

第七条 租税条約の我が国以外の締約国の法令に基づき、相手国の居住者と居住者又は内国法人（それぞれ所得税法第一条第三号又は第六号に規定する居住者又は内国法人（同項第八号に規定する人格のない社団等で同法の施行地に主たる事務所を有するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）との間で行われた取引の対価の額と異なる金額を当該取引の対価の額として当該相手国の居住者に係る租税（当該租税条約の適用がある租税に限る。）の課税標準又は欠損金額が計算される場合において、当該課税標準又は欠損金額の計算の基礎となる当該取引の対価の額につき、大蔵大臣が当該我が国以外の締約国の権限ある当局との間で当該租税条約に基づく合意をしたときは、当該居住者又は内国法人の国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十三条第一項又は第二項の規定による更正の請求に基づき、税務署長は、当該取引がその合意した金額で行われたとした場合に計算される当該居住者又は内国法人の各年分又は各事業年度の所得の金額（解散（合併による解散を除く。）による清算所得の金額を含む。）を基礎として、同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正をすることができる。

<p>に計算される当該居住者、内国法人又は特定信託の各年分、各事業年度又は各計算期間の所得の金額（解散（合併による解散を除く。）による清算所得の金額を含む。）を基礎として、同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正をすることができる。</p> <p>2 前項の更正をする場合において、内国法人又は特定信託の同項の規定により減額される所得の金額のうち相手国の居住者に支払われない金額があるときは、当該金額は、法人税法第二十八条の規定の適用については同号イ(1)に規定する所得の金額に、同法第六十七条第二項及び第三項並びに第八十二条の五第三項及び第四項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額にそれぞれ含まれるものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>2 前項の更正をする場合において、内国法人の同項の規定により減額される所得の金額のうち相手国の居住者に支払われない金額があるときは、当該金額は、法人税法第二十八条の規定の適用については同号イ(1)に規定する所得の金額に、同法第六十七条第二項及び第三項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額にそれぞれ含まれるものとする。</p> <p>3 (略)</p>
---	--